

病床機能分化・連携推進事業の見直しについて（R6年度）

【参考】現行の補助スキーム

補助対象	対象となる経費	補助率
(1)不足する病床への転換に要する経費	<p>①施設整備費整備する回復期病床 1床あたり（30床上限） 新築・増築 9,000千円（360千円×25m²） 改築・改修 5,761千円（3,841千円×1.5） ②設備整備費 医療機関あたり 10,800千円</p>	1/2
(2)過剰な病床を削減し、他用途へ変更するため必要とする経費	<p>①施設整備費削減する急性期・慢性期病床 1床あたり（30床上限） 増築 9,000千円（360千円×25m²） 改築・改修 5,761千円（3,841千円×1.5） ②設備整備費 医療機関あたり 10,800千円</p>	1/2
(3)再編統合等の計画策定にあたって必要となる経費	再編統合等にかかるコンサルタント業務委託費、病院間協議にかかる費用等 医療機関あたり 2,000千円上限	定額
(4)病床削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分に係る損失	<p>自主的なダウンサイ징に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ○対象となる建物及び医療機器：平成28年11月11日（本県の地域医療構想策定日）までに取得（契約）したもの ○対象となる勘定科目 • 固定資産除却損：固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用 • 固定資産廃棄損：固定資産を廃棄した場合の撤去費用 • 固定資産売却損：固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額</p>	1/2
(5)早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額	早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額 ○対象となる職員：地域医療構想の達成に向けた機能転換やダウンサイ징に伴い退職する職員 ○上限額 6,000千円／人	定額

病床機能分化・連携推進事業の見直しについて（R6年度）

○地域医療構想の実現に向け、複数医療機関連携による病床の適正化や医療機能の見直し等に対する支援を強化

1 不足する病床への転換に要する
経費



1 病床機能再編等支援事業

変更点

- ・複数医療機関による再編等で、病床機能の変更を伴わない場合でも、病床機能の集約に必要と認められる整備等について補助対象に追加
- ・複数医療機関による再編のうち、新築・増築に限り補助率を引き上げ（1/2→2/3）

2 過剰な病床を削減し、他用途へ
変更するためには要する経費



2 病床の適正化支援事業

変更点

- ・診療所等整備を含む病床適正化に伴う外来機能強化整備を追加
- ・医療機能強化のための環境改善等に資する整備等を追加
- ・複数医療機関による再編のうち、新築・増築に限り補助率を引き上げ（1/2→2/3）

3 再編統合等の計画策定にあたつ
て必要となる経費



3 再編統合等計画策定事業

変更点

- ・複数医療機関の再編統合に限定

4 病床削減に伴い不要となる建物
や医療機器の処分に係る損失

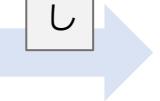


4 地域医療連携推進法人設立事業

変更点

- ・新規追加

5 早期退職制度の活用により上積
みされた退職金の割増相当額



6 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額

変更なし

病床機能分化・連携推進事業の見直しについて（R6年度）

区分	補助対象	補助基準額	補助率
1 病床機能再編等支援事業	施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ○過剰な病床から不足する機能への病床転換（地域包括ケア病床含む）に必要な整備費 ○地域医療構想調整会議の協議結果に基づく病床機能の分化・連携のために必要な整備費 <p><u>※複数医療機関による再編等において、直接には病床機能の変更を伴わない病床についても、当該病床機能の集約に必要な施設・設備整備と認められるものについては、補助対象とすることができる（調整会議での同意必要）</u></p>	整備する病床数に次の基準額を乗じた額 <ul style="list-style-type: none"> ・新築・増築 1床あたり 9,000千円 ・改築・改修 1床あたり 5,761千円 ※30床を上限とする
	設備整備		1医療機関あたり 10,800千円
2 病床の適正化支援事業 ※4区分の病床 10%削減を要件 ※H30.7.1時点での休棟中の病床は対象外 ※介護保険制度に係る施設への用途変更は対象外	施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ①過剰な病床を削減し、他用途へ転用するために必要な整備費 <u>②病床の適正化に伴う外来機能の強化のための整備費（診療所等の整備を含む）</u> <u>③継続する医療機能強化のための整備費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の療養環境改善 ・医療従事者の職場環境改善 ・衛生環境改善 ・業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 ・乳幼児を抱える患者の通院等のための環境整備 ・その他適当と認められるもの <p>※不足する機能の病床削減については、地域医療構想の達成に必要なものか調整会議で協議のうえ判断</p>	病床の適正化に伴い削減した病床数に次の基準額を乗じた額 <ul style="list-style-type: none"> ・新築・増築 1床あたり 9,000千円 ・改築・改修 1床あたり 5,761千円 ※30床を上限とする
	設備整備		1医療機関あたり 10,800千円

病床機能分化・連携推進事業の見直しについて（R6年度）

区分	補助対象	補助基準額	補助率
3 再編統合等計画策定事業	再編統合等にかかるコンサルタント業務委託費、病院間協議にかかる経費 <u>※複数医療機関の再編統合に限る</u>	1箇所あたり 2,000千円（上限）	10/10 以内
4 地域医療連携推進法人設立事業	<u>地域医療連携推進法人の設立のために必要な法人運営及び体制整備にかかる経費</u> <u>会議費、説明会費、法人事務局経費（法人設立経費を含む）、共同研修に係る経費、調査分析・事業計画策定 等</u> <u>※病床機能分化・連携に係る費用に限る</u> <u>※地域医療構想調整会議で合意が得られた計画等に基づくものに限る</u> <u>※地域医療連携推進法人設立前後の3年間を上限とする</u>		1/2以内
5 病床削減に伴い不要となる建物や医療機器の処分に係る損失	自主的なダウンサイ징に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ○対象となる建物及び医療機器：H28年11月11日（地域医療構想策定日）までに取得（契約）したもの ○対象となる勘定科目 <ul style="list-style-type: none">・固定資産除却損：固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用・固定資産廃棄損：固定資産を廃棄した場合の撤去費用・固定資産売却損：固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額		1/2以内
6 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額 <small>※病床機能分化・連携推進事業及び病床機能再編支援事業活用に限る</small>	早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額 ○対象となる職員：地域医療構想の達成に向けた機能転換やダウンサイ징に伴い退職する職員	1人あたり 6,000千円（定額）	1/2 以内

【参考】県記者発表資料

病床機能の分化・連携推進事業費

事業の目的

【医療政策課 予算額200,000千円】

- 医療機関が連携して取り組む病床の適正化や医療機能の見直し等に対する支援を強化し、地域医療構想を実現

事業の概要

- 複数医療機関の取組に対する財政支援

- 施設・設備整備支援

対象：複数医療機関連携による

- ・病床の集約に必要と認められる整備費
 - ・病床適正化に伴う外来機能等強化整備費
 - ・その他、医療機能強化のための環境改善整備費
- 補助率：1/2 ※新築・増築については2/3

- 医療機関等の機能分担や連携を推進するための地域医療連携推進法人設立経費支援

対象：法人設立経費、事業計画策定経費等

補助率：1/2

- 病床機能分化・連携に向けた病院間協議費用・コンサル委託経費支援

上限額：2,000千円

※このほか、単独施設による病床機能分化・連携に必要な経費や過剰な病床を削減し他用途へ転換するために必要な整備費等については、既存の補助メニューで引き続き支援

複数医療機関による取組事例

A病院



慢性期病床を移動

急性期150床
慢性期50床

A病院



急性期200床

B病院



急性期50床
慢性期50床

急性期病床を移動

B病院



慢性期100床